

第2回庄原市行政評価委員会 会議録（摘録）

1. 開催日時 令和4年8月4日（木）
開 会：13時 30分
閉 会：15時 35分
2. 開催場所 庄原市役所 3階 防災対策室
3. 出席委員 石川 芳秀 委員（委員長） ・ 清水 孝清 委員（副委員長）
名越 圭佑 委員 ・ 中間 幸子 委員
藤野 明美 委員
4. 欠席委員 箕越 美紀子 委員
藤元 晃一 委員
5. 出席職員
- | | | | |
|-------|---------|---------|--------|
| 総務部 | 危機管理課長 | | 小川 修 |
| | 危機管理課 | 危機管理係長 | 谷先 辰也 |
| 生活福祉部 | 高齢者福祉課長 | | 野木 一伸 |
| | 高齢者福祉課 | 高齢者福祉係長 | 中島 恵美 |
| 企画振興部 | 商工観光課長 | | 堀井 慎一郎 |
| | 商工観光課 | 商工振興係長 | 関 里美 |
| 環境建設部 | 都市整備課長 | | 久保 隆治 |
| | 都市整備課 | 管理係長 | 光永 俊和 |
| 総務部 | 行政管理課長 | | 荘川 隆則 |
| | 行政管理課 | 行政管理係長 | 奥山 寿春 |
| | 行政管理課 | 主事 | 成林 拓矢 |
6. 傍聴者 新型コロナウイルス感染症予防のため傍聴はなし。
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第2回庄原市行政評価委員会次第

令和4年8月4日（木）13：30から
庄原市役所 3階 防災対策室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 評価意見の検討

- (1) 運転免許返納高齢者支援事業 資料1-1～2
- (2) 高齢者世帯雪下ろし支援事業補助金 資料2-1～3

4. 評価対象事業の説明

- (1) 創業サポート補助金 資料3-1～5
- (2) まちなか活性化補助金 資料4-1～4
- (3) 住宅リフォーム支援事業補助金 資料5-1～4

5. 委員会選定事業について 資料6

6. その他

次回評価委員会議	第3回行政評価委員会 ・ <u>令和4年8月18日（木）13時30分～</u> ・ 3階 防災対策室
評価シート等提出期限	令和4年8月12日（金）

7. 閉 会

会議経過

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 評価意見の検討 (内は評価シート記載意見)

(1) 運転免許返納高齢者支援事業

— 事務局より追加資料説明 —

委員 【①拡充】

近年、高齢者による重大な交通事故は大きな社会問題となっており、高齢化が進む本市においては、本事業は交通事故防止のために有効な事業と思われる。しかしながら、市街地については交通の便がよくバス・タクシーの利用は可能で自家用車の代替え手段として有効であるが、市街地を除くとタクシーの台数やバスの便も少なく（又は無く）、本事業を申請しても利用ができてにくい状況にある。今後、本事業の啓発に取り組み、免許返納者への補助額の増額や利用期間の延伸などへの取り組みに合わせて区域運行型乗り合いタクシーなどの整備やJRなどの利用も検討されたい。

委員 【②現行どおり】

現行通りとするが、タクシー利用助成券であれパスピーであれ、本所・支所等から遠隔地に居住する市民が存在するため現行の取り決めでは物足りなさを感じる市民がいると思われる。要綱上の見直しを検討されたい。

委員 【③拡充】

本事業は、高齢者の危険運転防止の観点から、免許返納を促進する事業であると考えられる。免許返納のインセンティブとして代替交通手段の支援としてパスピーやタクシー券の交付が設定されているが、外出を消費活動の促進と考え、本市独自の取り組みである「なみか・ほろか」への1万円分のポイント付与を交付項目に追加すれば、より受益者満足度が向上すると考えられる。また、1回限りの交付であることから、増額も検討すべきであると考えられる。

委員 【④拡充】

地域における差等を考慮した上で、拡充していかなければ、免許返納率が下がる可能性があるため、重点を置いて取り組んでもらいたい。

委員 【⑤拡充】

これから免許を持っている高齢者数が増えることを考えれば、免許返納後の交通手段に慣れるまでの支援は必要と思われる。パスピーが無くなることも含めて、援助内容の見直しを求めたい。

委員 【⑥拡充】

広域で高齢化率の高い庄原市においては、高齢者の運転について、地域の中でも家族間でも、常に取り上げられている課題である。令和3年度は87%の方に交付され周知はできているということでしたが、一万円相当という額が、免許自主返納を検討するとき話題になっていないと感じる。実際に、令和3年度のバス利用券交付した方の最高齢が、男性99歳、女性89歳という実績があり、その年齢まで運転を続けていることの方が地域、家族にとっては不安である。交通事故抑制のためにも、庄原市だけではなく警察と連携し、一万円相当以上のメリットを感じられるような施策を考えていただくことを希望する。

委員 【⑦現行どおり】

交付率と支払執行率、各地域の交通機関などの検討も含め、実情に沿った事業の継続をお願いしたい。

委員 これは申請主義という認識でよろしいか。

事務局 そのとおり。

委員 免許返納した対象者に対し、市から制度に関する案内はあるか。

事務局 警察署において、免許返納された対象者に制度の案内をしている。また、行政回覧にも記事を掲載し、お知らせしている。

委員 執行率について、令和3年度交付分については執行途中で、令和2年度分については74%の執行、26%の未執行で確定と理解してよろしいか。

事務局 そのとおり。タクシー券については、使用期限間近になっても未使用の方に対して、期限内に利用していただくよう、案内を送付している。

委員 タクシーに関しては、庄原、西城、東城の利用率が多い。口和、高野、比和、総領に関しては、タクシーを使うにもタクシーがない。庄原からタクシーを呼ぶことはできるが、遠方の場合にはお迎え料金が発生するため、2回程度の利用で1万円分のタクシー券を使い切ってしまう。このように地域によって差があり、田舎の人ほど免許を返納したくないという事情があると思うが、どのように考えているか。

事務局 制度創設の経緯として、免許返納される方の日常生活における不便さに対する代替性の観点から、公共交通機関に着目して制度が設計された。

委員おっしゃられるように、旧庄原における市街地や旧町においても、地域ごとに人口規模等の差があり、利便性にも差が生じていると認識している。しかしながら、本事業の中で、細かな区分分けはできていない。

委員 地域との差が考慮されていないと、住みにくくなり、中心部への人口が集中することを加速させてしまうように思う。

事務局 この制度に関しては、免許返納された高齢者の方の日常の交通手段に着目して、公共交通機関の利用を補助することを目的としており、免許返納された方のために交通手段をつくるという観点ではなく、既存のインフラを利用していただくことを前提としている。

バスに限らずJRも含め、利用者の減少に伴って減便されることにより、さらに利便性が悪くなるという負のスパイラルが生じている。地域によって交通手段に差が生じていることについては、バス、タクシーに加えて、地域の乗合交通も含めた、検討をしていきたい。

—総括意見—

委員長 「拡充」 とする。

(2) 高齢者世帯雪下ろし支援事業補助金

— 事務局より追加資料説明 —

委員 【①現行どおり】

本事業を導入している県内の自治体は安芸太田町のみであるが、少子高齢化が進む本市においては高齢者も年々増加傾向にあり、一方では降雪量は近年の異常気象による気候変動でばらつきがあるものの多い年もあり、高齢者に安心して在宅で冬季の生活を送るためには本事業は今後も必要と思われる。

委員 【②現行どおり】

在宅高齢者世帯が増加する現象にあり大雪の年には豪雪地域ではなくてはならない支援事業と考える。地区単位での互助活動の中で取り組む事も方法の一つと思う。

委員 【③現行どおり】

市民が安心して生活していくために必要な事業である。降雪量によって実施件数は増減があるが、市民の生活支援策として継続して欲しい。

委員 【④現行どおり】

一人暮らしの方や除雪が難しい方には、自治会役員が訪問して除雪をしているが、役員も高齢の方が多くなってきており、最近になって30歳代ぐらいの方が自治会の行事に出てくれるようになってきた。今後、若い世代の方にも協力してもらって、地域を地域で守っていくことが大切だと思う。

委員 【⑤拡充】

今回で3回目の協議。積雪地帯で必要な制度であるのに、たびたび議論の俎上になるのはどうかとも思う。今回は制度の終期の延長の検討のようなので、終期の廃止（失効期限を設けないこと）を望む。また、年齢は前期高齢者（70歳以上）まで引き下げてもいいのではないだろうか。

委員 【⑥拡充】

市内各地域に豪雪地帯が多く、毎年、降雪の時期になると心配や不安がつきないかたも多くおられる。近年の温暖化で雪の水分が多く除雪にも非常にエネルギーを使う。ましてや屋根の雪、雪下ろしをした後の雪はさらに負担が大きくなることは明らかである。

75歳以上の高齢者非課税世帯が要件だが身体的、精神的負担を考えるとせめて70歳まで年齢を引き下げるとともに、負担額については、非課税世帯を対象を限定するのであれば減らしていただきたい。終期設定は空白で良いと思う。

一方で、庄原市には冬季安心住宅が各地域に整備されつつある。そのことが雪下ろしの件数と整合性が合うかどうかは検証いただきたいが、冬季安心住宅に繋がっていたら件数が減るので負担額を検討いただきたい。

委員 【⑦現行どおり】

高齢者世帯でも補助対象者が限られた事業であり、市内に豪雪地帯が含まれることもあり要綱内の附則（失効）を削除できるのであれば検討いただき、事業の継続をお願いしたい。

— 総括意見 —

委員長 「現行どおり」とする。

— 事務局より補足説明（補助金事業における終期の設定について） —

事務局 庄原市においては、1人当たりの補助金交付額が全国で7番目に多い状況となっており、補助事業について、庄原市が定めている第1期の持続可能な財政運営プランにおいて、補助金額を現状維持または、抑えるよう取り組んでいる。

こうした中、新たに始める補助事業については3年以下の期限を定め、定期的に内容を見直し、減額や拡充等を判断している。

以上のことから、各評価事業における終期の延長や、期限を設定しないことが難しいため、このことについては、持続可能な財政運営プランの見直しの際に協議させていただきたい。

— 事務局の説明に対して評価委員了承 —

4. 評価対象事業の説明

(1) 創業サポート補助金

(2) まちなか活性化補助金

— 事務局より説明 —

委員 類似する補助金が複数ある中、申請者に対しては、申請内容に応じて特定の補助金を案内するのか。まちなかの空き店舗を利用して、創業する場合、両補助金の対象となる場合もあるか。

事務局 創業サポート補助金、まちなか活性化補助金に加えて、最寄り買い店舗改装支援補助金の三つが存在しているが、二重で補助金の対象となることはない。申請者の相談内容に応じてそれぞれの補助金を案内している。

委員 最寄り買い店舗改装支援補助金の内容は、他の二つとおおむね同じ内容か。

事務局 補助対象経費については、店舗の改装等を対象としており、開設設備として、空調設備や、大型冷蔵庫等の整備等が対象となっている。

また、事業を営んでいる方が対象となるため、新しく創業される方には、創業サポート補助金を使っただき、既に事業を営んでいる方には、まちなか活性化補助金または、最寄り買い店舗をお勧めしている。

委員 「まちなか」と「最寄り買い」では、対象エリアが違うのか。

事務局 そのとおり。中心エリアを市が独自に設定しているものが、まちなか活性化補助金で、それ以外の市街地について最寄り買い店舗改装支援補助金の対象としている。

委員 創業サポート補助金の対象外業種はどのようなものか。

事務局 実際に相談を受けた中で、不動産業、行政書士事務所、板金、インターネット上での販売業などが、対象外であった。

委員 制度を一本化するにあたって、まちなか活性化補助金には、まちなか以外でのイベントも補助対象としていくのか。

事務局 三事業の一本化は難しいため、性質的に類似しているまちなか活性化補助金と、最寄り買い店舗改装支援補助金を一本化し、創業とのすみわけをする。つまり、「創業」と「店舗改修」という二本立てにしていきたいと考えている。

イベント補助については、まちなか活性化補助金と最寄り買い店舗改装支援補助金を一本化したものに加えて差し支えないと考えている。

委員 類似する三つの事業の補助内容や違いがわかるように整理した資料を追加してもらえないか。

事務局 整理し、後日お示しする。

委員 創業サポート補助金を受けられる事業者に、事業成績書類等の提出を求めているか。

事務局 特定創業支援事業の支援を受けている事業者が対象であることから、既に商工会議所等の支援を受けられていることが前提となっているため、事業成績等の提出は求めている。

委員 これは県の補助等ではなく、単市の補助金事業か。

事務局 そのとおり。

委員 令和元年から令和3年にかけて補助金の交付を受けた事業者で、事業をやめた事業所はあるか。

委員 ない。

委員 補助金の効果はいかがか。

事務局 創業の支援に関して、窓口での相談や、商工会議所等との連携を行っていることから、細やかな支援につながっていると認識している。
コロナ禍においては、都会から庄原に移住して創業を考えている方からの相談も増えており、独自性をもって取り組まなければならないと考えている。

委員 実際に庄原市に移住して創業された事例があるか。

事務局 ある。

委員 県内他市町にも類似した制度があるか。

事務局 整理し、後日お示しする。

委員 適用外業種を整理した資料があるか。

事務局 整理し、後日お示しする。

委員 どのような拡充を考えているか。

事務局 対象業種の拡大を検討していく必要があると考えている。

(3) 住宅リフォーム支援事業補助金

— 事務局より説明 —

委員 過去に補助金の交付を受けてないことが条件であることから、交付実績はすべて新規の利用者と理解してよろしいか。

事務局 そのとおり。広く市民の方に行き渡るようにという考えのもとに、同じ家に2回3回と交付しないこととしている。

委員 世帯主が変わった場合はいかがか。

事務局 家に対する補助金であり、家の住所、申請者をチェックし、二重に交付することのないよう注意している。

委員 所管課の評価のうち、市民の納得度がB（どちらともいえない）と評価をしているが、なぜか。また、市民からの苦情はあるか。

事務局 苦情はないが、補助金額の増額等について要望をいただくことがある。
市民納得度の評価に関しては、対象者以外の全市民に納得されているかいうと、計り切れないところがあるので、Bと評価している。

委員 工事件数を資料に載せているが、リフォームにかかる費用は平均的にいくらくらいかかっているか。

事務局 安い方で 80 万円、高い方では 600 万円という実績が上がっている。

委員 エクステリア（庭や門扉の工事等）に関しては対象外か。

事務局 対象外。カーテンレールの交換や網戸の新調など、軽微な物についても対象外としている。

5. 委員会選定事業について

【委員協議により、1 次評価対象事業から 4 事業を選定】

- ① マイナンバーカードの取得及び活用促進
- ② 比婆いざなみ街道振興協議会負担金
- ③ 空き家の家財道具等処分支援事業
- ④ がんばる農業支援事業補助金

6. その他

— 次回会議日程等について務局より説明 —

7. 閉会